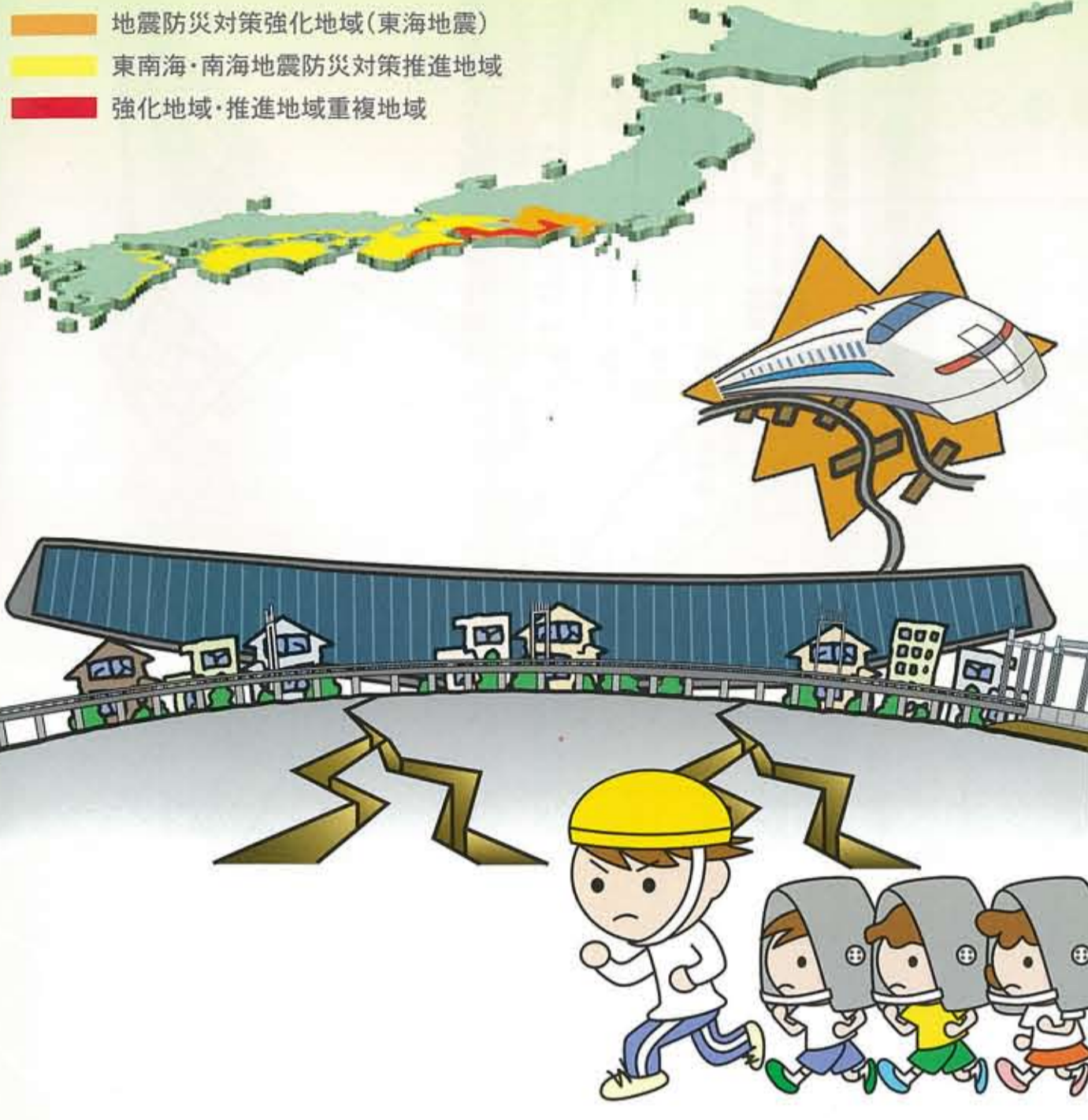


地震ハザードマップ

あなたは大丈夫ですか？



安八町 平成20年3月作成

地震対策の心構え

地震防災対策の基本的な考え方に、「自助（自らの命は自ら守る）」、「共助（みんなの地域はみんなで守る）」、「公助（国、県、市等が支援する）」というものがあります。特に「自助」、「共助」については、直接的に関わってきますので、日頃から準備し地震に備えましょう。

自助（自らの命は自ら守る）

家具の置き方に工夫をしましょう
 ・家具の下部の前方に板などを入れ、壁にもたれ気味に設置しましょう。
 ・就寝場所にはなるべく家具を置かないようにしましょう。



じゅうたんや畳などの柔らかい床に家具を置くと、転倒しやすいので、フローリング等の硬い床に置くようにしましょう。
 下に重いものを置き、上に軽いものを収納しましょう。

家具の固定をしましょう

転倒防止器具
壁・柱・鴨居と家具を固定するタイプなどがあります。

重ね留め用具
上下に重ねた家具を固定し、家具の落下を防ぎます。

扉・引き出し開放防止金具
扉・引き出しが開かないようにします。

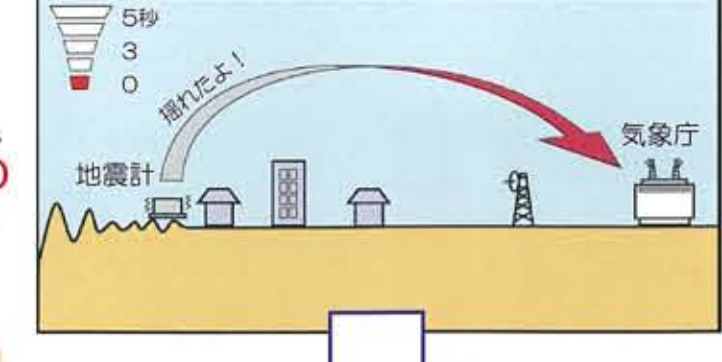
転倒防止器具（突っ張り棒タイプ）
扉・引き出し開放防止金具

重ね留め用具
ガラスに飛散防止フィルムをはる。
ゴムシートを敷いて中のものがすべり出さないようにする。
※ 家具等転倒防止器具の購入には、町の補助があります。

その他の対策
家屋の倒壊を防ぎましょう
 昭和56年5月31日以前に建てられた建物は耐震性に問題があることが多いため、耐震診断を行う必要があります。
専門家に依頼する場合、診断費の一部を補助する制度があります。
ブロック塀をチェックしましょう
 ブロック塀の倒壊に巻き込まれ死傷するケースがあります。くらつきがないか、亀裂等がないかなど、事前にチェックしておきましょう。
地震保険に加入しましょう
地震により発生した火災は、火災保険では補償されない場合があります。
 地震保険の加入を検討しましょう。

緊急地震速報とは

緊急地震速報は、平成19年10月1日から一般への提供が開始されました。地震の発生及びその規模を素早く知り、地震による強い揺れが始まる**数秒～数10秒前**に、強い揺れが来ることをお知らせするものです。



緊急地震速報は揺れる前に震度や震源を伝えます。ただし、**震源に近い地域では、「緊急地震速報」が強い揺れに間に合わないことがあります。**

緊急地震速報を確認したら
 緊急地震速報を確認したときは「周囲の状況に応じて、あわてずに、**まず身の安全を確保する**」ことが基本です。

屋内にいた場合

場所	緊急地震速報確認後の対応
家の中	・頭を保護し、丈夫な机の下などに隠れる。 ・あわてて外に飛び出さない。 ・無理して火を消そうとしない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
人が大勢いる施設（スーパー、娯楽施設等）	・施設の係員の指示に従う。 ・落ちついて行動し、あわてず出口には走り出さない。 ・つり下がっている照明などの下から退避する。 ・エレベーターに乗っていた場合は、最寄りの階で停止させ、すぐに降りる。

屋外にいた場合

場所	緊急地震速報確認後の対応
街中	・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ・看板や割れたガラスの落下に注意する。
車を運転中	・ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促す。 ・急ハンドル、急ブレーキを避けて出来るかぎり安全な方法で道路の左側に停止させる。
鉄道やバス等に乗車中	・つり革、手すりなどにしっかりつかまる。

地震が起きたら

地震発生
まずは自分の身を守る
 地震が発生したら**身の安全をまず最優先**するよう心がけてください。
 机やテーブルの下に身を隠し、身を守りましょう。

約2～5分
火の元の確認/火の始末
 揺れがおさまってから火の始末をしてください。火が出なくてもガスの元栓は**確実に**開めましょう。

避難経路の確保
 ドアや窓を少し開け非常口を確保してください。
約5～10分
家族の安否確認
 家族が無事か確認しましょう。怪我をしないように、**厚手のスリッパやスニーカーを履き身を守りましょう。** 事前に決まり事を作っておくとよいでしょう。

近所の安全確認
 近所で埋もれている人はいないか、火災は起きていないか確認しましょう。もし、そういった場合には、**隣近所で協力して消火や救出を行いましょう。**
約10分～数時間

避難をする時の注意点
避難するときにはブレーカーを切りましょう
 破壊、損傷した電気製品等に再送電した場合に火災が発生することを**通電火災**といいます。**阪神大震災では出火原因の約6割が通電火災によるもの**だと言われてます。このことから、電気の消し忘れによる事故を防ぐために、避難するときには**ブレーカーを切ってください。**
電線の断線に注意
 断線してたれ下がっている電線には、**絶対に手を触れない**でください。見つけたときは、すぐに電力会社へ連絡してください。
地震後の電話利用について
 緊急電話がスムーズにつながるよう、**不急な電話は控えてしばらくたってからかける**ようにしましょう。

東海地震とは

1976年（昭和51年）8月、「東海地域でマグニチュード8クラスの巨大地震が、極端に言えば明日起きても不思議ではない」という、「東海地震説」が発表されました。

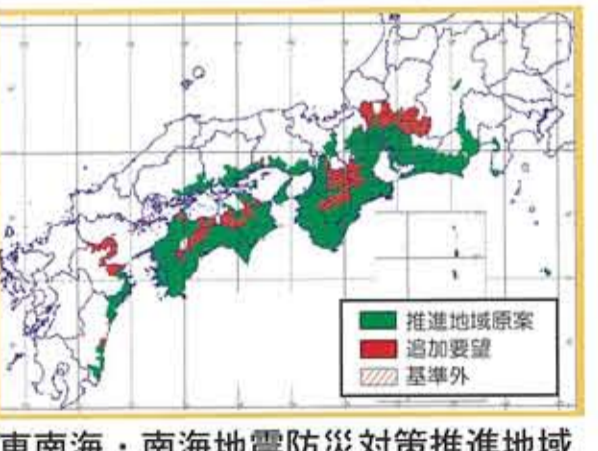
地震防災対策強化地域(東海地震)
 東海地震において、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を、内閣総理大臣が指定したものです。（大規模地震対策特別措置法）
 ※ 岐阜県では中津川市のみ指定（平成14年4月24日指定）



東南海地震とは

南海トラフ沿いの遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震です。

地震防災対策推進地域(東南海、南海地震)
 東南海・南海地震において、地震防災に関する対策を推進する必要がある地域を、内閣総理大臣が指定したものです。（東南海・南海地震に関する防災対策特別措置法）
 ※ 安八町も対象（平成15年12月17日指定）



複合型東海地震とは

東海地震と東南海地震が、同じ時期、または近い時期に連動して発生することが十分考えられます。この東海地震と東南海地震が連動して発生した場合の地震を「複合型東海地震」と呼んでいます。

地震の震度階級

震度	震度階級	震度	震度階級
震度-7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものがある。耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊する。	震度-6強	立っていることができず、はわいと動くことができない。固定していない重い家具のほとんどが移動・転倒する。耐震性の低い住宅では、倒壊する。
震度-6弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが移動・転倒する。耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。	震度-5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。棚にある食器や本の多くが落ちる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり傾くものがある。
震度-5弱	多くの人が身の安全を回らうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。棚にある食器や本の多くが落ちることがある。耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	震度-4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を回らうとする。つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立て、座りの悪い置物が倒れることがある。
震度-3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。棚にある食器類が、音を立てることがある。	震度-2	屋内にいる人の多くが揺れを感じ、電灯などがわずかに揺れる。
震度-1	屋内にいる一部の人がわずかな揺れを感じる。	震度-0	人は揺れを感じないが、地震計に記録される。

東南海地震の情報

東南海地震に関連する情報は三種類あり、危険度が低い情報から順に「東海地震観測情報」→「東南海地震注意情報」→「東南海地震予知情報」となります。

情報名	発表基準	主な防災対策
東海地震観測情報	観測された現象が、東海地震の前兆現象であると直ちに判断できない場合や、前兆現象とは関係がないとわかった場合。	・防災対策は特にない。 ・国や自治体等では情報収集連絡体制がとられる。
東南海地震注意情報	観測された現象が前兆現象である可能性が高まった場合。	・必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われる。 ・救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われる。 ・気象庁において、東南海地震発生につながるかどうか検討する判定会が開催される。
東南海地震予知情報	東南海地震の発生のおそれがあると判断した場合。	・内閣総理大臣より「 警戒宣言 」が発令される。 ・地震災害警戒本部が設置される。 ・津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施される。

※ 前兆をとらえるための科学技術には限界があり、観測情報から発表されず、いきなり注意情報が発表されたり、情報発表がないまま地震発生に至ることもありえます。

警戒宣言発令後の各施設・機関の対応

施設・公共機関	警戒宣言後の対応
各ライフライン	電気・ガス・水道は供給されるが、電話は通話規制
銀行・郵便局	営業停止（客を外に誘導）一部の店舗でATMの稼働継続
デパート・スーパー	営業停止（客を外に誘導）
バス・タクシー・船	運行中止
鉄道	最寄駅に停車
道路	強化地域外から進入制限 避難路、緊急輸送路では通行禁止 制限減速運転（一般道20Km/h、高速道50Km/h）
会社	退社（時差退社）
病院	外来診療は中止
保育園・学校	児童・生徒等はすぐに帰宅させるが保護者に引渡す。

警戒宣言発令後の行動

正確な情報の確認
ラジオ・テレビなどで情報を確認し不正確な情報に惑わされないようにする。

火の始末
火を消しガスの元栓、プロパンガスのボンベのバルブをしめる。ブレーカーを切る。

児童・生徒の引き取り
決められた方法で子どもを引き取る。事前に引き取り方法を親子で確認しておく。出口を開け避難路を確保する。家具の固定など事前の準備は不可欠。棚の上から物をおろす。割れ物が割れないよう適当な場所へ移したり、窓ガラスなどにガムテープを貼る。

家の中の準備・再点検
飲料水を確保したり風呂に水をはる。消火に備え、バケツの用意

水の備蓄
避難に適した動きやすい服や靴に着替える。頭を保護する防災頭巾などをかぶる。

身軽な服装に着替える
事前に準備した持ち出し品を用意

非常持ち出し品の準備

共助（みんなの地域はみんなで守る）

自主防災活動へ参加しましょう
平常時の活動
地域の災害を知りましょう
 自分の地域がこれまでどのような災害にあったのか、これからのような災害が予想されるのかなどについて考えましょう。
地域の状況を知りましょう
 地域の危険箇所や避難経路、お年寄りや障がい者の方などの救助などについて考え、防災マップなどを作成しましょう。
訓練を行いましょう
 消火訓練や避難訓練、応急手当の講習会などを定期的に行うとともに、消火器などの防災資機材の点検、整備を行いましょう。

災害時の活動
初期消火を行いましょう。
救出・救助を行いましょう。
避難の呼びかけや誘導、避難者の確認などを行いましょう。
避難所の運営や管理を行いましょう。

公助（国、県、町等が支援する）

被災者生活支援策
個人被災者への資金援助等(国、県、市町村)
 災害援護資金貸付金、災害弔慰金、災害障害見舞金、国の被災者生活再建支援制度、岐阜県の被災者生活再建支援制度、知事見舞金、税の徴収猶予及び減免などの資金援助や優遇処置があります。
中小企業資金融資制度(県)
 被災した中小企業者の方を支援するために「災害復旧資金」の運用を実施する場合があります。
農業災害緊急支援資金、農業災害緊急支援特別資金(県、町、農協)
 町長の被害証明を受けた農業者で一定の要件にあてはまる方に対し、資金を貸し出し、県、町、農協が利子補給を行います。
応急仮設住宅の建設(県、町)
 自己の資力では住宅の再建が困難な方に対し災害救助法に基づき、応急仮設住宅を建設します。
被災建築物の応急危険度判定(町)
 地震により被災した建築物の安全性を応急的に判定します。



防災メモ

家族の連絡先

氏名	連絡先
	携帯
	携帯
	携帯
	携帯
	携帯
	携帯

わが家の避難所
 家族が離ればなれになった時の集合場所

非常持ち出し(備蓄品)チェックリスト

収納	食料関係	貴重品
<input type="checkbox"/> リュックサック	<input type="checkbox"/> 飲み水	<input type="checkbox"/> 現金(小銭も必要)
<input type="checkbox"/> 衣類	<input type="checkbox"/> 非常食料(カンパン、缶詰等)	<input type="checkbox"/> 健康保険証の写し
<input type="checkbox"/> 下着	<input type="checkbox"/> ナイフ、缶切り	<input type="checkbox"/> 印かん
<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> 日用品	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> タオル	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ	各個人に必要なもの(障がい者手帳、持病の薬、紙オムツなど)
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯	
	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ	
	<input type="checkbox"/> 予備の電池	
	<input type="checkbox"/> ビニール袋	
	<input type="checkbox"/> 筆記用具	
	<input type="checkbox"/> 軍手	
	<input type="checkbox"/> ティッシュ、ウェットティッシュ	

緊急時の連絡

災害用伝言ダイヤル
 震度6弱以上の地震などの災害発生時にサービスが稼働します。171番ヘダイヤルすると、ガイダンスが流れます。それに従って伝言してください。

伝言の録音方法
 171 → 1 → 市外番号からダイヤル(000)000-0000 → 伝言を入れる
 ガイダンスが流れます。電話番号を利用する際は「3」を押しください。30秒以内で伝言を終ってください。

伝言の再生方法
 171 → 2 → 市外番号からダイヤル(000)000-0000 → 伝言を聞く
 ガイダンスが流れます。電話番号を利用する際は「4」を押しください。

災害時の連絡先

連絡先	電話・FAX番号
安八町災害対策本部(役場)	TEL 0584-64-3111 FAX 0584-64-5014
大垣警察署	TEL 0584-78-0110
大垣消防組合 大垣消防本部	TEL 0584-87-0119
中部電力 大垣営業所	TEL 0584-81-2111
水道・下水道(役場)	TEL 0584-64-3111

各携帯電話会社でも災害用伝言ダイヤルのサービスがあります。詳細については各社のホームページでご確認ください。

● 問い合わせ先 安八町役場総務部・建設部 TEL 0584-64-3111